お知らせ



記者発表資料配 布 日 時

平成26年 7月18日

■同時発表先:合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、

岡山県政記者会、広島県政記者クラブ、山口県政記者クラブ、

山口県政記者会、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

都市公園等の整備現況調査報告 ~中国地方のまちのみどりが増えています~

- ▶ 国土交通省では、全国の都道府県・市区町村の協力を得て、都市公園等 整備現況調査を毎年実施しています。
- ▶ 平成 24 年度末時点の調査の結果、中国地方におけるまちのみどりが着 実に増加していることが分かりました。
 - ◆都市公園等面積 <u>約 151ha増加</u>(約 8, 798ha → 約 8, 949ha) <マツダスタジアム約 66 個分の都市公園等が増加>
 - ◆都市公園等箇所数 **約62 箇所増加**(6, 225 箇所 → 6, 287 箇所)
 - ◆一人当たり都市公園等面積 約0.2 m²/人増加

(約 13. 2 m^2 /人 → 約 13. 4 m^2 /人)

- ※数値は平成23年度末時点と平成24年度末時点の数値を比較したもの。
- ▶ 引き続き、中国地方整備局では、防災や環境問題等の社会的要請に応えるため、都市公園等の整備を推進して参ります。
- ▶ なお、本結果は、中国地方整備局のホームページにて公開しております。 http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/index_torikumi.htm

<問い合わせ先>

中国地方整備局 TELO82-221-9231 (代表)

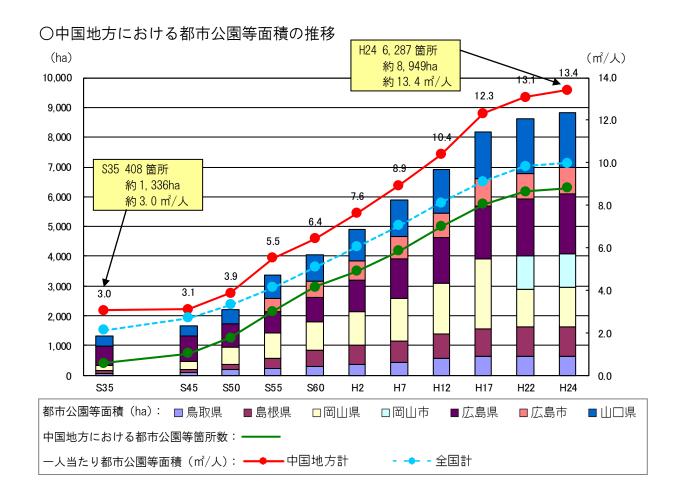
建政部 都市·住宅整備課長 島村 泰彰 (内線6161)

【担当】建政部 都市·住宅整備課長補佐 石川 啓貴 (内線6162)

<広報担当窓口>

広報広聴対策官 坂本 繁幸 (内線2117)

企画部 環境調整官 田尾 和也 (内線3114)



○中国地方における県・政令市別一人当たり都市公園等面積の現況

県	一人当たり 都市公園等 面積(㎡/人)
鳥取県	13.3
島根県	19.0
岡山県	13.0
広島県	14.1
山口県	14.0

政令 指定都市	一人当たり 都市公園等 面積(㎡/人)
岡山市 広島市	16.6 7.7

参考	一人当たり 都市公園等 面積(㎡/人)
中国地方計	13.4
東京特別区	3.0
全国計	10.0

※一人当たり都市公園等面積は次式による

(都市公園総面積+カントリーパーク総面積) / (都市計画区域人口+カントリーパーク人口)

- 注1)人口は住民基本台帳に基づく。
- 注2)「カントリーパーク人口」は、カントリーパークを有し、都市計画区域のない町村の人口。 なお、都市計画区域のある市町村と合併したカントリーパークを有する町村の人口については重複計上を避けている。

○中国地方の平成24年度末における都市公園等種別毎の整備状況

H25.3.31現在

	H24年度末		H23年度末(参考)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	5,557	2,189.1	5,504	2,179.8
街区公園	5,201	877.8	5,149	873.3
近隣公園	249	497.2	248	493.0
地区公園	107	814.2	107	813.5
(上記のうち、カントリーパーク)	(14)	(116.8)	(14)	(116.8)
都市基幹公園	164	2,697.1	164	2,690.8
総合公園	98	1,714.7	98	1,713.6
運動公園	66	982.4	66	977.2
大規模公園	15	1,078.3	17	1,078.3
広域公園	15	1,078.3	17	1,078.3
レクリエーション都市	0	0.0	0	0.0
緩衝緑地等	550	2,645.7	539	2,619.8
特殊公園	98	1,452.5	98	1,452.4
緩衝緑地	13	255.7	13	255.7
都市緑地	337	584.7	327	559.0
都市林	1	28.8	1	28.8
広場公園	63	273.9	63	273.9
緑道	38	50.1	37	50.0
国営公園	1	338.8	1	229.5
슴 <u>計</u>	6,287	8,949.0	6,225	8,798.1
一人当たり公園面積	13.4 ㎡/人		13.2 ㎡/人	

※都市公園等とは、「都市公園法に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園(カントリーパーク)を指します。

※平成23年度末の一人当たり都市公園等面積は、平成25年3月29日報道資料において13.3 m²/人と発表していますが、数値の精査の結果、今回の報道資料において13.2 m²/人に修正しています。

都市公園等の種類(参考)

種 類	種別	内容
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
住区基幹 公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇 所当たり面積10~50haを標準として配置する。
公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
大規模 公園		大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
特列	朱公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都	市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
広均	易公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息地等の 利用に供することを目的として配置する。
糸		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置 目的にふさわしい内容を有するように配置する。